

笠岡市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目 的

本要領は、笠岡市（以下「市」という。）が実施する放課後児童健全育成事業を業務委託するに当たり、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、均一かつ良質なサービスを提供可能な委託事業者を、公募型プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

笠岡市放課後児童クラブ運営業務

(2) 実施場所

城見なかよしクラブ（笠岡市立城見小学校内）

(3) 業務内容

別紙「笠岡市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

(4) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 準備期間

事業者の決定から令和9年3月31日まで

※準備期間において備品・施設等の確認、支援員及び補助員（以下、「支援員等」という。）の確保や指揮命令系統の確立を行うものとする。なお、当該準備期間に要する経費は、本仕様書により児童クラブを運営する者（以下「受託者」という。）の負担とする。

3 見積限度額

令和9年度～令和11年度 43,092,000 円【債務負担】

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※見積書は、3年間の合計金額を上限以内とし、各年度の内訳を明記すること。

※契約期間中に、児童数及び障がい児数の増減による業務量の大幅な変動等が発生した場合は、市と受託者が協議の上別途変更契約を締結するものとする。

※上記の変更契約締結に当たっては、子ども・子育て支援交付金交付要綱の規定により算出した額を上限とする。

4 選定方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、広く提案を募集し、プロポーザルを行って提案内容を総合的に評価することにより、最も適切な事業者を選定して契約候補者として特定するため、業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 法人格を有し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関し、地方公共団体から業務を受託（指定管理者の指定を含む。）した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するに該当しないこと。
- (3) 令和8年度笠岡市競争入札参加資格を有している者であること。
ただし、参加資格を有していない場合は、企画提案書等の提出期限までに役務の参加資格の登録（その他）を完了すること。（担当：笠岡市総務部財政課）
- (4) 公募開始日から契約締結日まで、笠岡市の指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、地方税等、租税の滞納がないこと。
- (7) 笠岡市暴力団排除条例（平成24年笠岡市条例第11号）第2条、笠岡市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成17年笠岡市告示第102号）第3条別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (8) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人間関係のある複数の者でないこと。

6 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

内 容	期 日
① 実施要領・仕様書公表	令和８年１０月 ９日（金）
② 質問書受付期間	令和８年１０月 ９日（金）から １０月１６日（金）１７時１５分まで
③ 質問書に対する回答期限	令和８年１０月２１日（水）１７時１５分まで
④ 参加申込書提出期限	令和８年１０月３０日（金）１６時３０分まで
⑤ 企画提案書及び見積書提出期限	令和８年１１月１３日（金）１６時３０分まで
⑥ プレゼンテーション実施	令和８年１１月１８日（水）
⑦ 選定結果通知（予定）	令和８年１１月２５日（水）

7 質問の受付

(1) 提出様式

実施要領等に関する質問書（様式１）

(2) 受付期間

令和８年１０月９日（金）から１０月１６日（金）１７時１５分まで

(3) 提出先

笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課

(4) 提出方法

電子メールによる

- ・提出先メールアドレス kosodateshien@city.kasaoka.lg.jp
- ・件名 「笠岡市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル質問」

(5) 回 答

競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページ上で公開する。

(6) その他

ア 質問の送信時に、必ず担当者の電子メールアドレスを記載すること。

イ 電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は一切受け付けない。

ウ 質問及び関係書類に関する質問は、提出書類及び企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

8 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和８年１０月３０日（金）１６時３０分まで

(2) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 2）
- イ 会社概要書（様式 4）
- ウ 納税証明書（国税，県税，市税に滞納が無いことの証明）
- エ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（写しでも可）
- オ 業務実績調書（様式 5）

（ウ及びエについては，提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの）

(3) 提出場所

笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課（担当：大塚）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は，提出期間のうち土・日・祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分まで

※郵送の場合は，1 0 月 3 0 日（金）1 6 時 3 0 分 必着

〒7 1 4－8 6 0 1 岡山県笠岡市中央町 1 番地の 1

電話 0 8 6 5－6 9－2 1 3 2

9 参加資格の確認通知

8 で提出された参加申込書及び添付書類に基づき，応募事業者のプロポーザルへの参加資格要件について審査し，参加資格の可否を応募事業者全てに通知する。

なお，通知は，参加申込書に記載されたメールアドレスへの送信とする。

1 0 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

1 1 月 1 3 日（金）1 6 時 3 0 分まで

(2) 提出書類【提出部数 6 部（正本 1 部，副本 5 部）】

- ア 企画提案書【表紙】（様式 3）
- イ 会社概要書（様式 4）
- ウ 業務実績調書（様式 5）
- エ 工程表（任意様式）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 参考見積書（様式 6）
- キ 業務実施体制（様式 7）

ク 出席者報告書（様式 8）

(3) 企画提案書の記載内容

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとし、次の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(4) 企画提案書の様式等

ア 企画提案書は縦置き横書きで、基本的に A 4 版・両面印刷で左綴じにすること。

ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、A 3 版を利用した方が分かりやすい場合は、A 3 版（折込）の利用も可とする。（提出書類①～⑧を①が一番上になるように順番にすること）

イ 企画提案書は、ページ番号を付けること。なお、ページ数に制限は定めない。

ウ 製本は、A 4 フラットファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。

エ 押印した「正本」を 1 部、「副本」を 5 部提出すること。

(5) 提出場所

笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課（担当：大塚）

(6) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分まで

※郵送の場合は、1 1 月 1 3 日（金）1 6 時 3 0 分 必着

〒7 1 4 - 8 6 0 1 岡山県笠岡市中央町 1 番地の 1

電話 0 8 6 5 - 6 9 - 2 1 3 2

(7) 留意事項

提出期間内に企画提案書等の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できない。

ア 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。

イ 提出できる企画は 1 提案者につき 1 案までとする。

ウ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとする。

エ 本事業に係る企画提案に要する経費は、各参加事業者の負担とする。

オ 提出された企画提案書等は、一切返還しない。

カ 企画提案書等は、笠岡市において複製を行う場合があるが、応募事業者は複製について同意したものとみなす。

キ 企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うものとする。

ク 申込後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 9）を提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。

1 1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施日程

ヒアリング参加者は所定の日時に来庁またはオンラインにより参加すること。時間については、企画提案書受付最終日の翌日に通知することとする。

参加者は、本事業を受託した際の総括担当者を含めた 3 名以内とする。また、追加の資料は受け付けないこととする。

- (1) 実施日 令和 8 年 1 1 月 1 8 日（水）
- (2) 実施場所 笠岡市役所 3 階 第 4 会議室
- (3) 所要時間 企画提案書説明 2 0 分以内、質疑応答 1 5 分以内、準備撤収 1 0 分
- (4) その他 応募が 1 社のみであっても、参加資格を満たしている場合は、ヒアリングを実施する。

1 2 審査及び業者の選定

プロポーザルの審査は、企画提案書及び見積書等を参考に、プロポーザル審査委員会において基準表（別紙 2）により総合的に評価し決定する。

審査については、企画提案書、見積書等を提出した業者においてプレゼンテーション及びヒアリングをもとに実施して決定する。

審査結果は、審査参加者すべてに文書で通知するものとする。なお、審査内容及び審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

1 3 失格条件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の

条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 4 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

最優先候補者に選定された事業者と契約内容についての協議を行い、合意した場合、契約を締結する。なお、合意に至らなかったときは、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、市と受託者が協議の上契約書をもって定める。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以上のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、参加表明者等に後日、文書等にて通知するものとする。
- (2) 提出された書類は、笠岡市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、公開するものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考えられる部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (3) 現地見学が必要な場合は、令和8年10月16日までに現地見学申込書（様式10）を電子メールで提出すること。参加は1事業者につき2人までとすること。日程については、希望事業者と調整し、令和8年10月19日～10月28日の間で実施する。

1 6 問合せ及び提出先

担当部署 笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課

電子メール kosodateshien@city.kasaoka.lg.jp

住 所 〒714-8601 笠岡市中央町1番地1

電 話 0865-69-2132

FAX 0865-69-2561